

○中泊町特定教育・保育施設の利用の優先順位に関する要綱

平成27年3月27日

訓令第2号

改正 令和元年11月21日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中泊町子ども・子育て支援法施行細則(令和元年中泊町規則第8号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用の優先順位に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)において使用する用語の例による。

(利用の優先順位)

第3条 規則第13条において町長が定める優先順位は、町内の特定教育・保育施設の募集期間ごとに別表第1に定める基本指数と別表第2に定める調整指数を合計した数値が高い順とする。

2 前項に定める数値が同じ場合は、当該子どもの家庭状況を勘案し、町長がより保育に欠けると判断した子どもが優先される。

附 則

この訓令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則(令和元年11月21日訓令第5号)

この訓令は、告示の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

| 保育必要事由 | 種別 | 指数名称 | 基本指数 |
|------------|-------|-------------------|------|
| 府令第1条の5第1号 | 労働 | 月160時間以上労働 | 10 |
| | | 月120時間以上160時間未満労働 | 9 |
| | | 月80時間以上120時間未満労働 | 8 |
| | | 月48時間以上80時間未満労働 | 7 |
| 府令第1条の5第2号 | 妊娠・出産 | 出産前後の休養 | 10 |

| | | | |
|--|--------------------|-----------------------------|--|
| 号 | | | |
| 府令第1 条の5第3 号 | 疾病・負傷 | 入院(1箇月以上) | 10 |
| | | 入院(1箇月以内) | 9 |
| | | 居宅内 常時病臥 | 10 |
| | | 居宅内 精神性 | 9 |
| | | 居宅内 一般療養 | 8 |
| | 障害 | 身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A | 10 |
| | | 身体障害者手帳3級、精神障害者手帳2・3級、療育手帳B | 8 |
| | | 身体障害者手帳4級以下 | 6 |
| | 府令第1 条の5第4 号 | 介護・看護 | 身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A、要介護度4以上又はこれらに相当する同居の親族を週5日以上、居宅介護・看護する場合 |
| 身体障害者手帳1～6級、精神障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、要介護度1以上又はこれらに相当する同居の親族を週3日以上、居宅介護・看護する場合 | | | 8 |
| 上記以外で同居の親族を介護・看護する場合 | | | 6 |
| 病院等の付添 | | 常時付添が必要な親族を病院等で介護・看護 | 8 |
| 府令第1 条の5第5 号 | 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている | 10 |
| 府令第1 条の5第6 号 | 求職活動 | 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている | 4 |
| 府令第1 条の5第7 号 | 就学 | 学校教育法に規定する学校等に在学 | 労働に準ずる |
| | | 職業訓練校等に在学 | 労働に準ずる |

| | | | |
|---------------------|------|----------------------------|--------------|
| 府令第1 条の5第8 号 | 虐待 | 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある | 10 |
| | DV | 配偶者からの暴力 | 10 |
| 府令第1 条の5第9 号 | 育児休業 | 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいる | 8 |
| 府令第1 条の5第 10号 | その他 | 町長が特に認める場合 | 町長が認める 指数 |

別表第2(第3条関係)

| 番号 | 条件(指数名称) | 調整指数 |
|----|--------------------------|------|
| 1 | 生活保護世帯 | +2 |
| 2 | ひとり親世帯で同居親族がない場合 | +5 |
| 3 | 未就学児が3人以上いる | +2 |
| 4 | 同居の祖父母(60歳未満)が無職又は休職中の場合 | -4 |
| 5 | 居宅内労働(自営) | -1 |
| 6 | 居宅内労働(自営の協力者) | -2 |
| 7 | 居宅内労働(内職) | -2 |